

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.57

平成 21 年 2 月 10 日

セーターをクリーニングに出したら、縮んで着られなくなった。賠償してほしいのですが。

相談内容

【相談者 50 代女性】

7～8年前に購入したセーターをクリーニングに出したところ、縮んでしまい、着られなくなりました。クリーニング店に責任があると思うのですが、賠償してもらえますでしょうか。

## 対処方法

- ・ クリーニングの事故があった場合、店は、事故の原因がクリーニング以外にあることを証明しない限り、消費者に対し補償をしなければなりません。Sマーク(1)とLDマーク(2)のある店では「クリーニング事故賠償基準」によって補償しており、マークのない店でも、概ねこの基準に沿っているようです。
- ・ 相談者には、衣類の種類や使用年数、使用状況により、この基準で補償割合が定められており、購入から月数が経っているほど補償割合が小さく、補償額が少なくなることを助言しました。
- ・ クリーニングに預ける際は、品物の状態を店の人と一緒に確認し、受取り後もすぐに袋から出してチェックしましょう。そして、事故が発生した場合は、できるだけ早く店に連絡しましょう。
- ・ また、クリーニング技術や苦情対応など、信頼できる店を探すことも大切です。
  - (1) 生活衛生営業指導センターの登録を受けた店舗に掲示
  - (2) クリーニング生活衛生同業組合加盟店に掲示

クリーニングの前後に、衣類の状態をチェックしましょう。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL：076-432-9233（消費生活相談）

076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）